事　務　連　絡
令和８年 10 月 26 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各区町村介護保険担当課（室）　　御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険施設等における事故報告のシステム化に伴う情報提供のお願い

介護保険行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「運営基準」という。）等に基づき、介護保険施設等の介護サービス事業所等は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

今般、介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年 12 月 25 日社会保障審議会介護保険部会）において「全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、収集した事故情報を基に傾向の把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要である」とされました。こうした意見を踏まえ、全国的な事故防止のＰＤＣＡサイクルの構築のため、事故報告の一元的なシステム「介護現場における事故情報報告システム（仮)」（以下「報告システム」という。）を介護サービス情報公表システムのサブシステムとして構築し、令和９年度４月頃からの稼働を予定しており、運営基準等に規定されている事故発生時における市町村への連絡は報告システムにより行っていただくことを想定しています。

現行、介護サービス事業所からの報告について、介護サービス事業所等の所在市町村が受け付ける例、サービス利用者の保険者である市町村が受け付ける例、所在市町村・保険者両者が受付を行う他、別途都道府県に報告するといった運用がなされていますが、報告システムが稼働した後は、その仕様の関係で、介護サービス事業所等の所在市町村が事故報告を受け付け、保険者、都道府県は報告された事故情報を参照するという運用とさせていただきます（別紙「報告システム導入後の事故情報の報告等の業務概要」参照)。

報告システムの運用開始に向けたスケジュールや、各都道府県及び市町村のご担当者においてご対応をお願いしたい事項について、下記のとおりお示ししますので、御了知の上、遺漏なくご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

１．報告システムの報告対象とするサービス種別一覧（予定）

事故が発生した際、報告システムを使用して報告する対象サービスは、以下を予定しています。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

２．報告を求める事故の範囲について

報告システムを使用して報告する事故の対象範囲については、第 129 回介護保険部会において、「サービスを受ける側、提供する側、サービス提供の指導監督に当たる関係者の合意に基づき誤解なく運用されることが望ましいため、こうした関係者等で専門的に議論する場を設け、検討を進めることとしてはどうか」と提示しており、別途議論を行っているところです。対象範囲が明確になりましたら、改めてお知らせいたします。

３．報告システムの運用開始に向けた今後のスケジュール

報告システムの運用開始に向けたスケジュール等は、以下を予定しています。

令和９年１月頃　　報告システムの運用マニュアル等の策定
令和９年２月以降　各都道府県及び市町村から管内の介護保険施設等への報告システムの案内・運用開始の周知
令和９年４月以降　報告システムを用いた介護保険施設等からの事故の報告開始、各都道府県又は市町村での受付開始

４．都道府県及び市町村において対応をお願いしたい事項

（１）事故情報の報告先となる自治体情報の収集

介護サービス事業所等が報告システムを使用して事故の報告を行う際は、当該介護サービス事業所等が入力する情報を基に、報告先となる自治体を報告システム上で自動判定・設定する予定です。各都道府県、市町村におかれましては、貴自治体における報告対象サービスを報告システムに設定するため、事前に、貴自治体で報告を受け付けているサービス種別及び受付処理の事務委託先に関する情報の提供をお願いします。併せて、介護保険

施設等から貴自治体へ問合せを行う際に利用する情報として、報告システムに掲載する問合せ先情報の提供をお願いします。

つきましては、「(別添) 介護現場における事故情報報告システム(仮)_マスタ情報提供依頼書」へのご記入の上、令和８年11月６日（金）までに報告システムのヘルプデスクまで、提出をお願いします。

なお、事故報告の受付処理を広域連合や事務組合等へ委託しており、貴自治体において受付処理を行わない場合は、「(別添) 介護現場における事故情報報告システム(仮)_マスタ情報提供依頼書」を広域連合・事務組合等に共有いただき、当該広域連合・事務組合等において必要事項を記入の上、報告システムのヘルプデスクまで、提出をお願いします。

（２）都道府県担当者用及び市町村担当者用のアカウントの取得・保管

「１ 報告本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」でお示しした令和９年１月頃の本システムの運用マニュアルの策定時に、報告システムにおいて都道府県及び市町村担当者用のアカウント及びパスワードを発行し、報告システムのヘルプデスクから都道府県及び市町村担当者用のメールアドレス宛てに連絡する予定です。

（３）管内の介護保険施設等への周知の徹底

報告システムの運用開始前の令和９年２月以降に、管内の介護保険施設等への本システムの案内・運用開始の周知をお願いします。

５．自治体情報の収集に関するお問い合わせ・提出先

事故情報報告システム（仮）ヘルプデスク

E-mail：helpdesk_jikohou@kaigokensaku.mhlw.go.jp

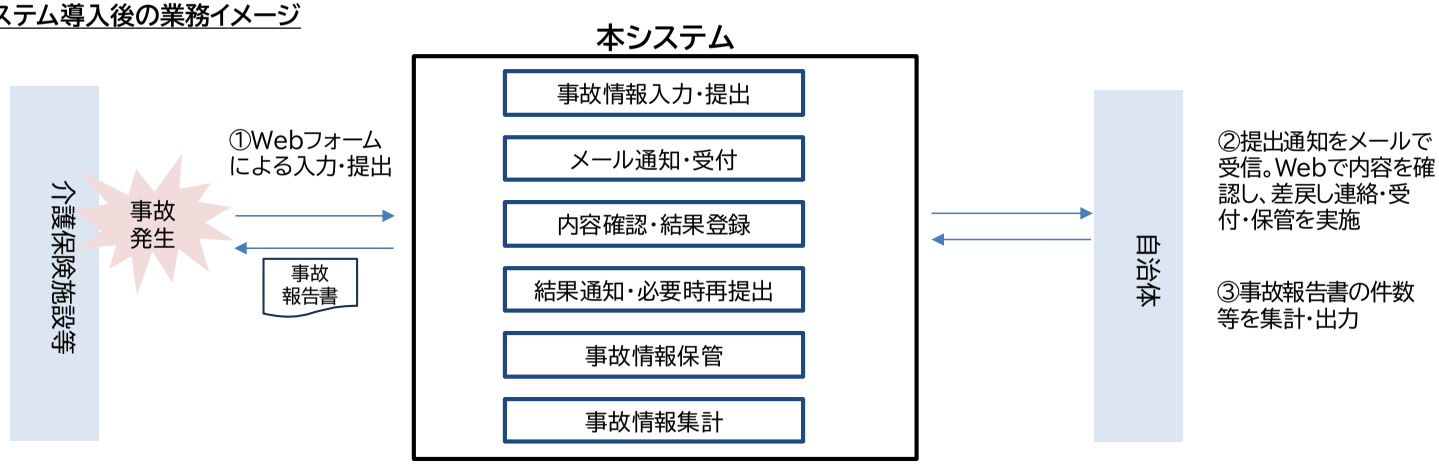
以上

報告システム導入後の事故情報の報告等の業務概要

「介護現場における事故情報報告システム（仮）」（以下「報告システム」という。）の導入後は、事故情報の報告に関連する業務は以下のようになります。

業務内容	現行の業務方法の例	システム導入後の業務概要
介護サービス事業所等による事故報告書の作成	自治体毎に指定された所定の様式に記入	本システムのWebフォームに入力
事故報告の受付方法	窓口、メール、FAX等、各自治体が定めた方法	本システムでの事故報告に統一
受付後の介護サービス事業所等と自治体の連絡方法	窓口、メール、電話等	本システム上で連絡 ※情報が更新されると、システムからメールで通知
都道府県等への情報共有	適宜報告	本システムで自動的に情報を共有
報告情報の管理	各自治体の台帳で管理	本システムで報告情報を管理（データ出力も可能）

本システム導入後の業務イメージ

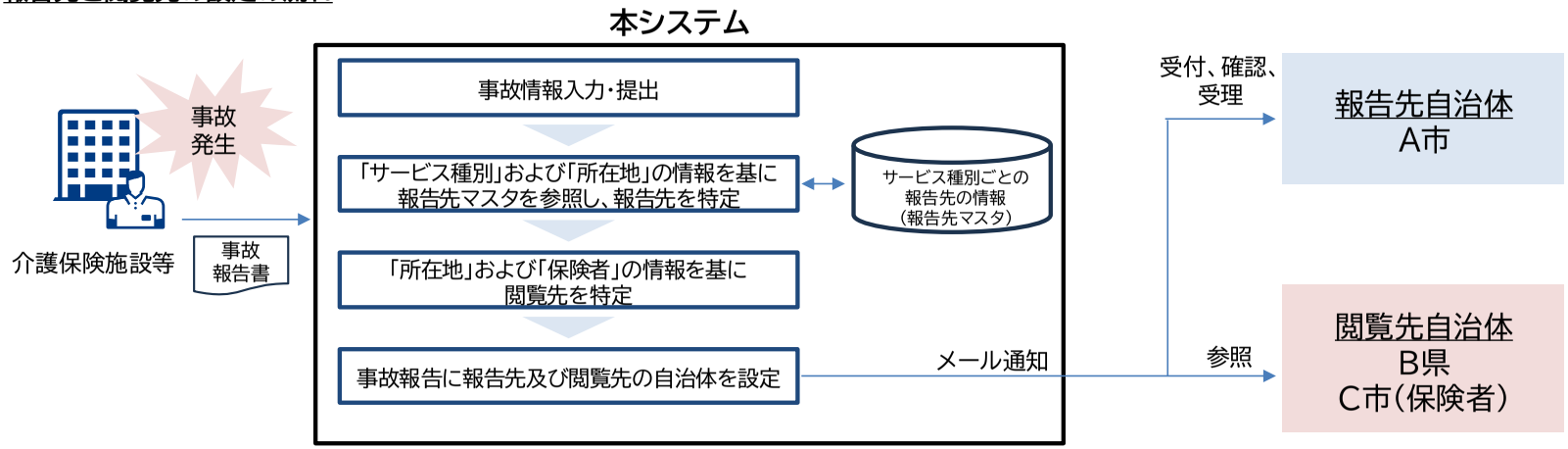


事故報告の報告先と閲覧先について

報告システムでは、介護サービス事業所等が報告した事故情報について、システムにて事前設定された条件に従って、関係する自治体が報告先あるいは閲覧先として設定されます。報告先あるいは閲覧先に応じて実施できる業務が異なります。

分類	システムにて実施できる主な業務	対象自治体
報告先	報告先の自治体は、事故報告の受付、内容確認、受理を行う。	各自治体へ調査（マスタ収集）で得た情報を基に、サービス種別ごとに報告先をシステムで設定
閲覧先	閲覧先の自治体は、事故報告の情報を参照を行う。	• 上記の報告先が所在する都道府県及び厚生労働省（一部のサービスでは国土交通省） • 事故対象者の保険者となる市町村（広域連合、一部事務組合を含む）

報告先と閲覧先の設定の流れ



制度をまたがるサービス種別の事故報告について

○　介護サービス事業所等は、複数の制度にまたがったサービス種別において事故が発生した場合、各制度において報告先となる自治体に報告を行う必要があります。

例：
介護保険法において特定施設入居者生活介護サービスの指定かつ老人福祉法において有料老人ホームの届出を行っている有料老人ホームは、特定施設入居者生活介護サービス及び有料老人ホームとしての（有料老人ホーム設置運営標準指導指針の規定に基づき）事故報告書を2つ作成し、2つの自治体（介護保険法及び老人福祉法ごとにそれぞれの受付自治体）に報告を行う必要がある。

○　本システムでは、事故報告書をWebフォームで入力する際に、複数のサービス種別（例：特定施設入居者生活介護サービス及び有料老人ホーム）を選択することによって、１回事故情報の入力で2つの報告先に提出が可能です。これにより、各制度において報告先となっている自治体で事故報告の受付処理を独立して実施することができます。

制度をまたがるサービス種別の事故報告例のイメージ

